

知多半島総合医療センター 臨床研修部会設置要綱

(設置目的)

第1条 初期臨床研修に関して必要な措置等を定めることにより、全ての研修医が、プライマリケアに必要な診断・治療上の基本的知識・技能を修得することおよび、患者を全人的に診ることのできる医師としての態度を養うことを達成するために、研修プログラム、各部署および指導者間の連携、研修医の処遇の改善をより速やかにするため、知多半島総合医療センター内に臨床研修部会（以下「部会」という。）を臨床研修管理委員会の下部組織として設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の事項について審議する。

1. 臨床研修プログラムの統括管理（プログラムの作成、評価、改善）に関すること。
2. 研修医の管理（研修医の評価、到達度の把握とそのための配慮、処遇の改善、精神面を含む健康管理）
3. 研修の中断および修了に関すること。
4. 診療所など院外施設との調整に関すること。
5. 指導医の任命と評価に関すること。
6. 研修医の募集、採用に関すること。
7. 初期臨床研修に関する情報の収集に関すること。
8. 診療参加型実習をはじめとする、学生の実習。見学に関するもの
9. その他、委員会の目的を達成するため必要な事業に関すること。

(組織)

第3条 部会は、次の者をもって組織する。

1. 部会長 … 部会長はプログラム責任者がこれに当たる。
 2. 副部会長 … 副部会長は副プログラム責任者がこれに当たる。
 3. 部会員 … 部会員は主に関わる診療科の研修責任者の中から委員長が指名したもの、および研修医代表、事務担当者。
- 部会長に事故等あるときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、月1回定期的に開催する。

- 2 部会長は、必要であると認めたときは、部会員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 部会の事務局は、人事課総務担当に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は部会長が定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。